



島根県報

令和4年3月18日（金）

第 295 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則	（地 域 政 策 課）	6
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	7
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企 業 立 地 課）	13
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	（雇 用 政 策 課）	13

【告 示】

食品表示法第8条第4項に規定する身分証明書の様式の廃止	（薬 事 衛 生 課）	13
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	13
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	15
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	16
島根県森林居住環境整備事業補助金交付要綱の一部改正	（ " ）	17
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	17
島根県飲食店等事業継続特別給付金及び島根県中小企業等事業継続特別給付金の申請受付並びに支払に関連した事務の委託の解除	（中 小 企 業 課）	17

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正	（人 事 課）	17
----------------	---------	----

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森 林 整 備 課）	23
特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	23
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	24
公共測量の実施（2件）	（ " ）	25

【特定調達公告】

令和4年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船	（水 産 課）	25
船用燃料軽油（免税）購入に係る一般競争入札の実施		
電子調達システム改修業務に係る随意契約の相手方等	（土 木 総 務 課）	27

【公企規程】

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程	（企 業 局 経 営 課）	28
---------------------------	---------------	----

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正		30
-----------------	--	----

【人委規則】

島根県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則		30
--------------------------	--	----

【人委細則】

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則		31
-----------------------	--	----

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	31
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	32

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一 (警 察 本 部) 33
部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第6号・様式第8号・様式第9号・様式第11号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
無機材料関連機器	
熱機械分析装置	1時間につき 340円
有機材料関連機器	
ヘッドスペースガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき 910円
機械・金属関連機器	
赤外線熱画像装置	1時間につき 160円
微分干渉付金属顕微鏡	1時間につき 160円
金属切断機	1時間につき 480円
試料埋込機	1時間につき 500円
自動研磨機	1時間につき 720円
人間工学関連機器	
視線計測システム	1時間につき 250円
動作解析システム	1時間につき 1,760円
デザイン関連機器	
三次元加工機	1時間につき 370円
汎用機器	
乾燥器	1時間につき 50円
マッフル炉	1時間につき 50円
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき 50円
超音波洗浄機	1時間につき 50円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額
食品関連機器	
デジタルマイクロスコープ	1時間につき 210円
食品乾燥機	1時間につき 50円

(2) 設備機器の使用料の額の改定（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額

	改正前		改正後	
集束イオンビーム加工装置	1時間につき	2,610円	1時間につき	3,840円
炭素硫黄同時分析装置	1時間につき	2,380円	1時間につき	2,290円
酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	5,190円	1時間につき	3,600円

(3) 設備機器の名称の改正 (別表第1関係)

島根県産業技術センター浜田技術センター

改正前	改正後
においかぎGCMSシステム	GCMSシステム
真空凍結乾燥機 (大型)	真空凍結乾燥機

(4) 次の設備機器の使用料を削除することとした。(別表第1関係)

ア 島根県産業技術センター

マッフル炉 (無機材料関連機器)、上皿直示天秤^{てんびん}、直示天秤^{てんびん}、遠赤外・赤外分光光度計、広角X線回折装置、送風定温乾燥器 (有機材料関連機器)、電気マッフル炉、ガス吸着測定装置、超音波洗浄器 (化学関連機器)、送風定温乾燥器、電子天秤^{てんびん} (食品関連機器)、超音波洗浄器 (機械・金属関連機器)、赤外線熱画像解析システム、電気化学測定システム、切断機、埋めこみ機、遊星型ボールミル、研磨機、TIG溶接機、超音波洗浄機、乾燥機、電子天秤^{てんびん} (機械・金属関連機器)、ICP発光分光分析装置、電子デバイス用電子顕微鏡及び微分干渉付測定顕微鏡

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

ヘッドスペースガスクロマトグラフ及び温風式乾燥機

(5) 分析等に係る手数料の新設 (別表第2関係)

ア 定量分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
ICP発光分光分析装置による定量分析	容易なもの	1試料1元素につき 3,500円 1元素増すごとに 1,710円加算
	溶液化処理が必要なもの	1試料1元素につき 4,650円 1元素増すごとに 1,710円加算
	複雑な溶液化処理が必要なもの	1試料1元素につき 6,010円 1元素増すごとに 1,710円加算
紫外可視分光光度計による定量分析		1試料につき 2,070円

イ 無機材料試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
熱分析	示差走査熱量測定	1試料1時間までにつき 4,040円 1時間増すごとに 860円加算
	示差熱-熱重量同時測定 500℃以下の測定	1試料1時間までにつき 3,780円 1時間増すごとに 780円加算
	示差熱-熱重量同時測定 500℃を超える測定	1試料1時間までにつき 5,360円 1時間増すごとに 780円加算
	熱機械分析	1試料1時間までにつき 3,280円 1時間増すごとに 340円加算

(6) 分析等の内容及び分析等に係る手数料の額を次のとおり改正することとした。(別表第2関係)

ア 定量分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
金属分析	炭素硫黄同時分析装置による定量分析	1 試料 1 元素につき 2,900円
	酸素窒素水素同時分析装置による定量分析	1 試料 1 元素につき 4,870円
	湿式分析による重量測定	1 試料 1 元素につき 3,410円
	機器分析による重量測定	1 試料 1 元素につき 4,710円
蛍光エックス線による定量分析	シリカ、アルミナ、全鉄、酸化マンガ、酸化カルシウム、酸化マグネシウム、酸化ナトリウム、酸化カリウム又は酸化チタン	1 試料につき 8,010円

イ 機械器具等試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
材料試験	硬さ試験	1 試料につき 1,650円
	微小硬さ試験	1 試料 5 点まで 7,050円 1 点増すごとに 290円加算
	引張試験、抗折試験、圧縮試験又は曲げ試験	1 試料 1 試験につき 2,050円
	微小荷重による強度試験	5 試験片まで 2,470円 1 試験片増すごとに 350円加算
	残留応力試験	1 件 1 時間までごとに 4,870円

ウ 金属試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
物理冶金試験 ^ヤ	金属顕微鏡による試験	1 試料 1 視野につき 6,610円 1 視野増すごとに 1,000円加算
	マクロ組織試験	1 試料につき 5,050円
	集束イオンビーム加工装置による試験	1 時間につき 7,910円
	走査電子顕微鏡による試験	1 試料 1 視野につき 6,830円 1 視野増すごとに 1,930円加算
表面処理試験	めっき付着量試験	1 試料につき 4,910円

(7) 分析等の内容及び分析等に係る手数料の額の改正（別表第2関係）

無機材料試験

分析等の種類	分析等の内容		手数料の額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
原材料試験	熱分析 熱重量測定及び示差熱試験、示差走査熱量測定又は熱膨張試験	強熱減量測定	1 試料 1 項目につき 7,190円	1 試料につき 3,410円

(8) 分析等に係る手数料の額の改定（別表第2関係）

ア 定性分析

分析等の種類	手数料の額	
	改正前	改正後
蛍光エックス線による定性分析	1 試料につき 12,110円	1 試料につき 6,320円
赤外分光分析	1 試料につき 9,200円	1 試料につき 5,190円
G P C装置による相対分子量測定	1 試料につき 13,060円	1 試料につき 13,060円 1 試料増すごとに 2,030円加算

イ 無機材料試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
		改正前	改正後
製品試験	曲げ試験	1 試料につき 1,270円	1 試料につき 1,330円

(9) 次の分析等に係る手数料を削除することとした。（別表第2関係）

ア 定性分析

金属分析及びイオンクロマトグラフ分析

イ 定量分析

フェロアロイ分析及びスラグ分析、鋳物砂分析又はけい酸塩原料分析

(10) その他規定の整理

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

企業の立地に対する助成等の対象となる業種のうち、ソフト産業にインターネット広告業を加えることとした。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

島根県立東部高等技術校の訓練科の名称の改正（別表関係）

改正前	改正後
ハウスアート科	左官科

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成14年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第6号まで、様式第8号、様式第9号及び様式第11号中「@」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県中山間地域研究センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の
 際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

マッフル炉	1時間につき	50円	を
実験用遊星回転ポットミル	1時間につき	80円	
岩石切断機	1時間につき	60円	
上皿直示天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	
直示天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	

「

実験用遊星回転ポットミル	1時間につき	80円	に、
岩石切断機	1時間につき	60円	

」

「

熱分析装置	1時間につき	1,300円	を
遠赤外・赤外分光光度計	1時間につき	1,400円	

」

「

熱分析装置	1時間につき	1,300円	に、
-------	--------	--------	----

」

「

熱伝導率測定装置	1時間につき	730円	を
広角X線回折装置	1時間につき	1,760円	

」

「

熱伝導率測定装置	1時間につき	730円	に、
----------	--------	------	----

」

示差熱—熱重量同時測定装置	1時間につき	780円	を
---------------	--------	------	---

示差熱—熱重量同時測定装置	1時間につき	780円	に、
熱機械分析装置	1時間につき	340円	

2 有機材料関連機器			を
送風定温乾燥器	1時間につき	60円	

2 有機材料関連機器			に、
------------	--	--	----

3 化学関連機器			を
電気マッフル炉	1時間につき	50円	

ヘッドスペースガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき	910円	に、
3 化学関連機器			

示差熱熱重量同時測定装置	1時間につき	620円	を
ガス吸着測定装置	1時間につき	1,240円	

示差熱熱重量同時測定装置	1時間につき	620円	に、
--------------	--------	------	----

CHNS同時分析装置	1時間につき	1,780円	を
超音波洗浄機	1時間につき	50円	

CHNS同時分析装置	1時間につき	1,780円	に、
------------	--------	--------	----

微量分光光度計	1時間につき	50円	を
送風定温乾燥器	1時間につき	50円	

微量分光光度計	1時間につき	50円	に、
---------	--------	-----	----

電子 ^{てんびん} 天秤	1時間につき	50円
5 機械・金属関連機器		
超音波洗浄機	1時間につき	50円

を

5 機械・金属関連機器		
-------------	--	--

に、

赤外線熱画像解析システム	1時間につき	630円
電気化学測定システム	1時間につき	170円

を

赤外線熱画像装置	1時間につき	160円
----------	--------	------

に、

摩耗試験機	1時間につき	80円
切断機	1時間につき	110円

を

摩耗試験機	1時間につき	80円
-------	--------	-----

に、

集束イオンビーム加工装置	1時間につき	2,610円
埋めこみ機	1時間につき	210円
遊星型ボールミル	1時間につき	900円
研磨機	1時間につき	530円
T I G溶接機	1時間につき	320円
高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	1,040円
流量計	1時間につき	60円
液体クーラー	1時間につき	50円
超音波洗浄機	1時間につき	50円
乾燥機	1時間につき	50円
遠心分離機	1時間につき	50円
導電率計	1時間につき	50円
DOメータ	1時間につき	50円
電子 ^{てんびん} 天秤	1時間につき	50円
I C P発光分光分析装置	1時間につき	1,760円

を

集束イオンビーム加工装置	1時間につき	3,840円
--------------	--------	--------

高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	1,040円
流量計	1時間につき	60円
液体クーラー	1時間につき	50円
遠心分離機	1時間につき	50円
導電率計	1時間につき	50円
DOメータ	1時間につき	50円

に、「2,380円」を

「2,290円」に、「5,190円」を「3,600円」に、

粉末供給装置	1時間につき	360円
電子デバイス用電子顕微鏡	1時間につき	2,690円

を

粉末供給装置	1時間につき	360円
--------	--------	------

に、

微分干渉付測定顕微鏡	1時間につき	370円
------------	--------	------

を

微分干渉付金属顕微鏡	1時間につき	160円
------------	--------	------

に、

精密低速切断機	1時間につき	50円
---------	--------	-----

を

金属切断機	1時間につき	480円
精密低速切断機	1時間につき	50円
試料埋込機	1時間につき	500円
自動研磨機	1時間につき	720円

に、

高抵抗率計	1時間につき	50円
-------	--------	-----

を

高抵抗率計	1時間につき	50円
7 人間工学関連機器		
視線計測システム	1時間につき	250円
動作解析システム	1時間につき	1,760円
8 デザイン関連機器		
三次元加工機	1時間につき	370円
9 汎用機器		
乾燥器	1時間につき	50円

に改め、同表の2の表中

マッフル炉	1時間につき	50円
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円
超音波洗浄機	1時間につき	50円

蛍光顕微鏡画像解析システム	1時間につき	310円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	700円
ヘッドスペースガスクロマトグラフ	1時間につき	910円

デジタルマイクロスコープ	1時間につき	210円
蛍光顕微鏡画像解析システム	1時間につき	310円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	700円

「食品乾燥機」に、「においかぎGCMSシステム」を「GCMSシステム」に、「真空凍結乾燥機（大型）」を「真空凍結乾燥機」に改める。

別表第2の1の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「12,110円」を「6,320円」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「9,200円」を「5,190円」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同項中

(17) GPC装置による相対分子 量測定	1試料につき	13,060円
--------------------------	--------	---------

を

(15) GPC装置による相対分子 量測定	1試料につき	13,060円
	1試料増すごとに	2,030円加算

に改め、同表の2の項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 金属分析	1 炭素硫黄同時分析装置による定量分析	1試料1元素につき	2,900円
	2 酸素窒素水素同時分析装置による定量分析	1試料1元素につき	4,870円
	3 湿式分析による重量測定	1試料1元素につき	3,410円
	4 機器分析による重量測定	1試料1元素につき	4,710円
(6) ICP発光分光分析装置による定量分析	1 容易なもの	1試料1元素につき	3,500円
	2 溶液化処理が必要なもの	1元素増すごとに	1,710円加算
		1試料1元素につき	4,650円
3 複雑な溶液化処理が必要なもの	1元素増すごとに	1,710円加算	
	1試料1元素につき	6,010円	
(7) 紫外可視分光光度計による		1試料につき	2,070円
		1元素増すごとに	1,710円加算

る定量分析		
-------	--	--

別表第2の2の項第19号を次のように改める。

(19) 蛍光エックス線による定量分析	シリカ、アルミナ、全鉄、酸化マンガン、酸化カルシウム、酸化マグネシウム、酸化ナトリウム、酸化カリウム又は酸化チタン	1 試料につき	8,010円
---------------------	---	---------	--------

別表第2の7の項第1号の3中「3次元」を「三次元」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 材料試験	1 硬さ試験	1 試料につき	1,650円
	2 微小硬さ試験	1 試料5点まで	7,050円
		1 点増すごとに	290円加算
	3 引張試験、抗折試験、圧縮試験又は曲げ試験	1 試料1試験につき	2,050円
	4 微小荷重による強度試験	5 試験片まで	2,470円
		1 試験片増すごとに	350円加算
	5 残留応力試験	1 件1時間までごとに	4,870円

別表第2の8の項各号を次のように改める。

(1) 物理冶金試験	1 金属顕微鏡による試験	1 試料1視野につき	6,610円
		1 視野増すごとに	1,000円加算
	2 マクロ組織試験	1 試料につき	5,050円
	3 集束イオンビーム加工装置による試験	1 時間につき	7,910円
	4 走査電子顕微鏡による試験	1 試料1視野につき	6,830円
		1 視野増すごとに	1,930円加算
(2) 表面処理試験	めっき付着量試験	1 試料につき	4,910円

別表第2の9の項中

「

	7 熱分析 熱重量測定及び示差熱試験、示差走査熱量測定又は熱膨張試験	1 試料1項目につき	7,190円
--	---------------------------------------	------------	--------

を

「

	7 強熱減量測定	1 試料につき	3,410円
--	----------	---------	--------

に改め、同項第2号の3中「1,270円」を「1,330円」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 熱分析	1 示差走査熱量測定	1 試料1時間までにつき	4,040円
		1 時間増すごとに	860円加算
	2 示差熱—熱重量同時測定 500℃以下の測定	1 試料1時間までにつき	3,780円
		1 時間増すごとに	780円加算
	3 示差熱—熱重量同時測定 500℃を超える測定	1 試料1時間までにつき	5,360円
		1 時間増すごとに	780円加算
	4 熱機械分析	1 試料1時間までにつき	3,280円
		1 時間増すごと	340円加算

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第33号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、ウの次に次のように加える。

エ インターネット広告業

第2条第4号中「第2号ウ又はカ」を「第2号ウ、エ又はキ」に改める。

第8条第1項第1号中「第2条第2号エ」を「第2条第2号オ」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第34号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立東部高等技術校の部短期課程の款ハウスアート科の項中「ハウスアート科」を「左官科」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第179号

食品表示法第8条第4項の規定による身分証明書の様式（令和元年島根県告示第117号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第180号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
-

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第182号

令和4年島根県告示第38号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市国分町321-1、1816-4、1817-5	原田 秀夫
浜田市国分町589、1966	小林 徳江
浜田市国分町1184	伊藤 甚五郎
浜田市国分町1185、1187-1、1989-1	竹田 竹一郎
浜田市国分町1812-1、1967-1、1967-2、1970、1970-2	大年神社 代表役員 牛尾 禊
浜田市国分町1969	佐々木 繁道
浜田市国分町1984	佐々木 清一郎
浜田市国分町1986	幸田 孝助
浜田市国分町1988	米原 マスヨ
浜田市国分町1989-4	玉中 彦七
浜田市国分町1990	沖田 博司

島根県告示第183号

島根県森林居住環境整備事業補助金交付要綱（平成14年島根県告示第769号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号から様式第5号までの様式中「**国**」を削る。

附 則

この告示は、令和4年3月18日から施行する。

島根県告示第184号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成30年島根県告示第115号による保険に付すべき義務は、令和4年3月5日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

仁摩町加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

「島根県飲食店等事業継続特別給付金給付業務」企画提案共同企業体

代表者 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 田部 長右衛門 島根県松江市向島町140-1

構成員 株式会社JTB山陰支店 支店長 林 勇一 島根県松江市朝日町477-17

構成員 ディープランニング・オフィス株式会社 代表取締役 原田 喜元 島根県出雲市湖陵町大池972

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

島根県飲食店等事業継続特別給付金給付要綱に基づく島根県飲食店等事業継続特別給付金及び島根県中小企業等事業継続特別給付金給付要綱に基づく島根県中小企業等事業継続特別給付金の申請受付並びに支払に関連した事務（給付決定に係る事務を除く。）

3 委託の解除年月日

令和4年3月11日

訓**令****島根県訓令第2号**

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号の3及び様式第1号の4中「㊟」を削る。

「

理 由	印

を

「

理 由

に改め、同様式裏面中

」

「

理 由	印

」

「

理 由

」

を

に改め

る。

様式第2号の2中「㊦」を削り、

申出日	本人印	所属長印	期 間
			月 日

を

「

申出日	所属長確認 (☑)	期 間
	<input type="checkbox"/>	月 日

に、

」

「

申出日	本人印	所属長印

を

「

申出日	所属長確認 (☑)
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

に改める。

」

様式第3号及び様式第3号の2中「㊦」を削る。

様式第3号の3から様式第3号の6まで及び様式第3号の8から様式第3号の10までの様式中「㊦」を削る。

「

時間数	申請者	任命権者	備 考
-----	-----	------	-----

及び「㊟」を削り、同様式の注意の4中「1部」を削る。

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第10号中「氏名.....㊟」を「氏名.....」に、

「

	㊟
--	---

を

」

「

--

に改め、「㊟」を

」

削り、同様式の注意の2中「2部」を削る。

様式第10号の2中「氏名.....㊟」を「氏名.....」に、

「

	㊟
--	---

を

」

「

--

に改め、「㊟」を

」

削り、同様式の注意の2中「2部」を削る。

様式第12号中

「

人事課使用欄			所属確認欄		

」

及び「㊟」を削り、同様式の注意の2中「書く」を「記載する」に改める。

「

氏	名	印

様式第14号中

を

氏	名

に改める。

」

様式第15号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の島根県職員服務規程の規定により作成した用紙でこの訓令の施行の際に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
68	田村 仁 松江市馬潟町305			○	○	田村 仁 松江市馬潟町305

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

- 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月11日から12月2日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
6月3日から8月19日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
安来市	5月9日及び5月10日	10時から15時まで	安来市役所
	5月11日	10時から14時まで	
	5月12日	10時から15時30分まで	
	5月13日	10時から12時まで	
	5月16日及び5月17日	10時から15時30分まで	
奥出雲町	6月13日及び6月14日	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	6月15日	11時から15時まで	
	6月16日	11時から15時30分まで	
浜田市	6月7日及び6月8日	10時から15時30分まで	浜田市役所
	6月9日	10時から14時30分まで	
	6月21日	9時30分から16時まで	
	6月22日	9時30分から12時まで	
	7月4日	13時から16時まで	
	7月5日	10時から14時30分まで	
	7月6日	10時から15時まで	
	7月7日	10時から12時まで	
	7月12日	10時から15時30分まで	
	7月13日及び7月14日	10時から16時まで	
	7月15日	10時から12時まで	
	8月2日	10時から12時まで	
飯南町	6月27日及び6月28日	10時30分から15時まで	飯南町役場
邑南町	7月26日	9時30分から16時30分まで	邑南町役場
	7月27日	9時30分から16時まで	
	7月28日	10時から15時30分まで	
	7月29日	9時30分から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間

令和4年4月12日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

浜田市、邑智郡美郷町及び邑智郡邑南町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年3月1日から同月18日まで
- 3 作業地域
松江市大野町・上大野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年2月15日から同年3月18日まで
- 3 作業地域
安来市宇賀荘町・清井町・清瀬町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
令和4年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入
予定数量 251,000リットル
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
契約日から令和5年3月31日まで
 - (4) 納入場所
漁業取締船 浜田漁港内、浦郷漁港内又は境港内

漁業試験船 浜田漁港内、浦郷漁港内、境港内又は十六島漁港内

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に免税軽油1リットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第316号）の規定に適合する方法で給油することが可能な資格、設備を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付先及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課管理グループ

電話 0852-22-5312 F A X 0852-22-5929

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和4年4月1日（金）までの間、(1)の場所において交付する。（交付期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和4年4月8日（金） 午後1時まで

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時、場所等

ア 日時 令和4年4月8日（金） 午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁603会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 251,000 liters of Light oil (tax exemption) , to be used as fuel for ships during the 2022 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 1 : 00 p.m. April 8, 2022

(3) Information regarding tender : Shimane prefecture Department of Agriculture, Forestry and Fisheries marine department, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5312

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

電子調達システム改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年1月20日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 松江支店 支店長 宮尾 修二 島根県松江市袖師町二丁目38番地
- 5 随意契約に係る契約金額
34,749,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

島根県水道用水供給事業給水規程（昭和52年島根県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1号の2及び第1号の3」を「様式第1号の2及び様式第1号の3」に改め、同条第2項中「前項第4号の」を「同項第2号から第4号までに掲げる事項を承認し、当該」に改め、「給水を承認し、その旨を」を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

様式第1号中「印」を削る。

様式第1号の3を次のように改める。

様式第1号の3 (第3条関係)

1時間当たりで最大となる予定使用水量

水道事業者名	
--------	--

1 施設状況

受水施設名称									
年度									
受水流量設定値 (最大値) ※	m ³ /時								
	m ³ /日								

※受水施設にて、流量調整弁又は蝶型弁により受水量を調整している場合、相当の流量を記載してください。

なお、フロート弁等により流量調整を行っていない場合は、過去の受水実績から時間最大値(流量)を記載してください。

2 時間毎使用水量

受水施設名称									
年度									
年間 日 最大 使用 水量 と なる 日 の 時 間 毎 使 用 水 量	0時 - 1時								
	1時 - 2時								
	2時 - 3時								
	3時 - 4時								
	4時 - 5時								
	5時 - 6時								
	6時 - 7時								
	7時 - 8時								
	8時 - 9時								
	9時 - 10時								
	10時 - 11時								
	11時 - 12時								
	12時 - 13時								
	13時 - 14時								
	14時 - 15時								
	15時 - 16時								
	16時 - 17時								
	17時 - 18時								
	18時 - 19時								
	19時 - 20時								
	20時 - 21時								
	21時 - 22時								
	22時 - 23時								
	23時 - 24時								
計 (m ³ /日)									
時間最大使用水量									

様式第2号から様式第4号までの様式中「印」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の島根県水道用水供給事業給水規程の規定により作成した用紙でこの規程の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第8条第1項の表医療局の部中

	小児外科	を
	新生児科	
	産婦人科	
	総合診療科	
総合診療部	総合診療科	
	地域医療科	
	感染症科	
	臨床腫瘍科	

総合診療部	産婦人科	
	総合診療科	
	感染症科	
	臨床腫瘍科	
	緩和ケア科	
	地域総合医育成科	

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第2号

島根県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会聴聞手続規則（平成7年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記載し、記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記様式表面中「罫」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第1号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「罫」を削る。

様式第2号、様式第3号表面及び様式第4号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この細則による改正前の職員の任用に関する細則の規定により作成した用紙でこの細則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第5号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	46	80	149	95	171	541	231	772
警察署	22	73	227	314	335	971	92	1,063
計	68	153	376	409	506	1,512	323	1,835

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第6号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「生活環境課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。

第12条中第2号から第9号までを削り、第10号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 生活保安室に関する事。

第12条第11号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第13条第4号中「、警察用船舶及び警察用航空機」を「及び警察用船舶」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第14条第9号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

第15条を次のように改める。

(サイバー犯罪対策課)

第15条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪の取締り及び予防に関する事。
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関する事。
- (3) サイバーセキュリティ戦略に関する企画及び総合調整に関する事。

第16条の見出し及び同条第1項中「安全まちづくり推進室」の次に「及び生活保安室」を加え、同条第2項第1号中「第12条第11号」を「第12条第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 生活保安室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関する事。
- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関する事。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する事。
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関する事。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関する事。
- (6) 金属くずの取扱いに関する条例（昭和32年島根県条例第27号）の施行に関する事。
- (7) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 核燃料物質等の運搬に関する事。
- (9) 経済関係事犯の取締りに関する事。
- (10) 環境関係事犯の取締りに関する事。
- (11) 風俗関係事犯の取締りに関する事（少年女性対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 危険物事犯及び保健衛生事犯の取締りに関する事。
- (13) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。

(14) 第9号から前号までに掲げるもののほか、他の所掌に属さない特別法令違反の取締りに関すること。

第17条の3を削る。

第20条第1号中「こと」の次に「（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第4号を削る。

第21条に次の1号を加える。

(12) 特殊詐欺捜査室に関すること。

第24条の2第1項中「捜査第二課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第2項中「第20条第1号に掲げる事務」を「知的犯罪」に改め、「電子計算機使用詐欺」の次に「並びにこれに関連して行われる犯罪」を加える。

第36条の2第2項を次のように改める。

2 危機管理対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察法第71条第1項の緊急事態及び同法第5条第4項第4号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関すること。

(2) 警察用航空機の運用に関すること。

第48条を削り、第49条を第48条とし、同条の次に次の1条を加える。

(生活保安室長)

第49条 生活保安室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、生活保安室の事務をつかさどる。

第51条を削り、第50条の3を第51条とする。

第51条の2第1項中「生活環境課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第7号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表江津警察署所在地の項所管区の区域の欄中「松川町の一部（大田）」の次に「、都野津町、二宮町の一部（神主の一部）」を加える。

本則の表江津警察署松平駐在所の項の次に次のように加える。

江津警察署青陵駐在所	江津市二宮町	江津市のうち二宮町（江津警察署所在地の所管区の区域を除く。）、敬川町、波子町
------------	--------	--

本則の表江津警察署都野津駐在所の項及び江津警察署川波駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。